

交通事故により受け取った損害賠償金

Q : 私はサラリーマンですが、先日、歩行中に自動車にはねられて怪我をしました。その際、次のような金銭を受け取りましたが、このようなものにも税金がかかるのでしょうか。

- ・ 保険会社から、医療保険の給付金10万円
- ・ 加害者から、損害賠償金50万円（治療費として30万円、慰謝料として20万円）
- ・ 勤務先である会社から、社内規定にもとづく見舞金5万円

A : いずれも税金はかかりませんが、治療費の賠償金と医療保険の給付金は、医療費控除の計算の際に差し引かなければなりません。

【解説】

個人が次のような保険金や損害賠償金などを受け取った場合には、所得税や贈与税は課税されないこととなっています。

- ① 損害保険契約や生命保険契約の保険金で、身体の傷害にもとづいて支払われるもの
- ② 心身に加えられた損害について支払いを受ける、慰謝料その他の損害賠償金
- ③ 心身に加えられた損害について支払を受ける、相応な金額の見舞金

したがって、ご質問の損害賠償金や保険給付金、見舞金には税金はかかりません。

なお、治療費にあてるために受け取った損害賠償金30万円と医療保険の給付金10万円は、所得税の医療費控除の計算をする際、支払った医療費の額から差し引かねばなりませんので注意してください。

